

第 2 5 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 4 年 6 月 2 7 日、午前 9 時 3 0 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 2 5 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜			9	三田照子
1 0	星野雅彦	1 1	森山正和	1 2	河内義昭
1 3	長谷川良光	1 4	赤坂安一	1 5	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、入江泰三、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 1 4 名であります。</p> <p>欠席委員は 8 番 柏瀬委員であります。</p> <p>推進委員の出席は 1 7 名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第 2 9 条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べるすることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 4 号までについて</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について</p>
----	---

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第25回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時37分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

3番 石槇委員、11番 森山委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、総括表に基づきましてご報告いたします。

農地法第4条の届出は、件数が7件、筆数が11筆、面積が1,757㎡です。

農地法第5条の届出は、件数が34件、筆数が51筆、面積が15,162.85㎡です。

合計いたしまして、件数が41件、筆数が62筆、面積が16,919.85㎡です。

詳細につきましては、第4条の届出を2ページと3ページに、第5条の届出を4ページから13ページまでに掲載しております。

以上ご報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の14ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

6月の申請件数は、2件でした。

1番、申請地は荒金町地内の田、971㎡ほか6筆、計7,265㎡です。

譲受理由は、事業所に近く耕作に便利なため、譲渡理由は、高齢で耕作が続けられないため、また、非農家であり耕作ができないため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

続いて2番、申請地は荒金町地内の田、2,360㎡です。

譲受理由は、耕作地に近く経営規模を拡大するため、譲渡理由は高齢で耕作が続けられないため、というものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請2件です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

5番 清水委員。

5番

5番 清水です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の29ページをご覧下さい。

調査年月日は令和4年6月16日、木曜日、午前8時30分から、調査班は三田委員を班長といたしまして、石橋委員、藤生委員、星野職務代理、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地7筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計7筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の事業所に近接しており、現在の花き栽培が適正に行われている状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

そして申請地全て水捌けが良く、水が入らない農地であり、ユウカリ栽培に適しているとのことでした。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ござい

ますか。

齋藤推進委員 問題ありません。

岡田推進委員 問題ありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

7番 7番 本島委員。

7番 7番 本島委員。

ユーカリ栽培について、鳥獣害対策としての作物の推薦だと思っておりますが、島田町、荒金町については優良農地ではないのでしょうか。

ユーカリ栽培しかできない状況であればわかるのですが、米麦を作っていた土地のような気がします。安易に進めていいのかなと思ひまして、質問いたします。

議長 当日、調査に出かけた班長から状況等を説明してください。

9番 9番 三田です。

この土地については、矢場川と牛舎の間に耕作するには少し不便な土地と見受けられました。

3番 3番 石槁です。

この矢場川沿いは、ビール麦が作られています。譲受人がユーカリを栽培したいのであれば、尊重するしかないと思います。また、ユーカリは鳥獣害対策だけでなく、花きにおける需要があると聞いています。

6番 6番 岡村です。

荒金町の申請地のしもで、私が麦を作っています。ここは水が来ないので、米はやっていません。先日、譲受人に聞きましたが、これまでに取得したすべての農地に、すでに400～500本の苗を植えています。

議長 ユーカリをしっかりと作りたいという譲受人の意思と行動が見られますので、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

3番 3番 石槁委員。

3番 3番 石槁です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の31ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は1番と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計16筆を事前に邑楽町農業委員会事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確

認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の耕作地に近接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

齋藤推進委員 問題ありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の15ページをお開き下さい。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

4条は農地の所有者が自らの目的のために転用を行う、自己転用の申請です。

6月の申請件数は営農型太陽光発電が1件でした。

個別の調査書を見ながら説明いたしますので、議案書の32ページをお開き下さい。

1番、申請地は高松町地内の畑、面積1,014㎡のうち0.12㎡です。施設の概要は営農型太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル95枚を235.19㎡に設置し、その下でサカキを栽培するものです。申請理由は記載のとおりで、申請人が認定農業者であるため、一時転用の期間が10年間となっています。農振農用地のため、太陽光発電を行う場合は営農型に限られることとなり、一時転用の対象は太陽光パネルを支える28本の柱の部分で、合計0.12㎡となります。

今年3月の全員協議会にてお示しした、農振農用地における判断基準の要件と、32ページの調査書の内容に照らすと、適正なものと判断されます。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、4条許可申請1件です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4 番

4 番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の 33 ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は、議案第 1 号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、4 条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が経営の安定化を図るため、農業と売電による 2 つの収入源を確保できる営農型太陽光発電を行うものです。

太陽光発電パネルの下部ではサカキの栽培を行います。一時転用期間は、認定農業者であることから最長の 10 年間となります。

一時転用面積は、太陽光発電パネルを柱で支える 28 本の支柱の部分で、0.12 m²です。

パネルの下部では、申請人が市内の造園業者の指導を受け、サカキ 65 本を栽培する事から、支柱の高さを最低で 2.2 m とし、農作業に支障のない高さとしします。

また、転用に係る費用は融資と自己資金で賄う事を確認いたしました。

パネルの高さを以前の申請よりも低めに設定した理由は、横から陽が当たるとサカキの生育を妨げることがこれまでの経験で分かったため、最低限の高さにしたということです。また、下部の作物で米麦が選ばれない理由について尋ねたところ、米麦の場合は 30% 程度の遮光率が求められ、パネルの設置面積に対して必要な農地の面積が大きくなること、それに伴って架台の価格が多少高くなること、その一方で電力の買取額が下がってきていることから、飼料用米で 1 町程度の広さが確保できないと、採算が取れないのではないかとということでした。

なお、判断要件に照らした結果は次のとおりです。

まず、申請地は農振農用地に該当しますが、東側が農振白地に接しており、農振農用地の縁辺部と言えます。

続いて、「土地改良事業の実施見込みがないこと、また、事業への同意」については、三栗谷用水土地改良区の意見書により事業の同意を確認しています。

「周辺農地に対するパネルの日影(ひかげ)に配慮したパネル設置であること」については、事業計画により確認しました。

「パネルの日影に対する周辺農地の所有者および耕作者の理解」については、両者に説明のうえ、同意書を取得しています。

「他に代替する土地がないと認められること」については、他の所有地は畑などで利用しており、申請地以外に適地がなかったとのことでした。

「申請地の担い手への集積」については、集積事業は予定されておらず、支

障が及ぶことはないとの回答です。

「営農の継続性」については、後継者がおり営農指導もしていることから、問題はないとの回答です。

また、農業振興地域整備計画の達成に支障がないことを市農政課に確認しました。

結論として、申請地は、高松町南部の農振農用地の縁辺部であり、申請人の実情から一時転用の必要性が認められ、判断要件も満たしているため、許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

平塚推進委員 問題ありません。

山根推進委員 問題ありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

平塚推進委員 推進委員の平塚です。ちょっと教えてください。

営農が継続できないなどの理由で、パネルを撤去することとなった場合の転用の扱いはどうなるのでしょうか。

主査 パネルを撤去し、支柱部分のみを原状回復することとなります。パネルの下は畑ですので、転用後の地目も畑のままで、登記地目を変更することはありません。

3番 3番 石槇です。

サカキは、収穫までに4～5年かかります。営農型太陽光発電は、営農と売電によるダブル収入というのが本来の目的です。当会としては、転用の許可基準を満たしているのでは仕方ないのですが、サカキ以外の品目の検討も必要かと思っています。

議長 当会は、営農型太陽光発電を推進する立場にありません。申請された案件について、農地法に基づき判断していくことです。

6月市議会の一般質問にも、営農型を推進すべきという意見がありましたが、当会としては、否定や推進の立場にありません。ただ、実情調査会において、これまでのように、営農の継続などについて問い合わせと確認は必要だと思います。

ほかに、意見はありませんか。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の16ページをお開きください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

6月の申請件数は12件、うち一般住宅4件、駐車場用地1件、資材置場1件、太陽光6件でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書42ページをお開きください。

1番、申請地は樺崎町地内の田、499㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積111.46㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書43ページをお開きください。

2番、申請地は奥戸町地内の畑、461㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積155.19㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、土地改良事業実施区域のため、農地区分は第1種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書44ページをお開きください。

3番、申請地は大前町地内の田、366㎡です。

施設の概要は駐車場用地です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書45ページをお開きください。

4番、申請地は山下町地内の田、1,808㎡です。

施設の概要は資材置場用地です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書46ページをお開きください。

5番、申請地は板倉町地内の田、1,291㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル240枚を378.48㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書47ページをお開きください。

6番、申請地は板倉町地内の畑、323㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積111.79㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、土地改良事業実施区域のため、農地区分は第1種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書48ページをお開きください。

7番、申請地は堀込町地内の畑、385㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積110.75㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書49ページをお開きください。

8番、申請地は羽刈町地内の畑、2,907㎡ほか1筆、計3,670㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル768枚を1,981.44㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書50ページをお開きください。

9番、申請地は羽刈町地内の畑、155㎡ほか5筆、計3,065㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル720枚を1,857.60㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書51ページをお開きください。

10番、申請地は羽刈町地内の田、995㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル240枚を523.20㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書52ページをお開きください。

11番、申請地は羽刈町地内の畑、671㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル208枚を453.

44㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書53ページをお開きください。

12番、申請地は小曾根町地内の畑、638㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル139枚を255.76㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請12件です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 本件は一括して審議いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように決定いたしました。

ここで、次の議題について関連事案がありますので、星野職務代理と議長を交代いたします。

【午前10時30分 議長交代】

議長 続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の19ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和4年6月30日公告予定分であります。

議案書の20ページをお開き下さい。今回の議案の総括表であります。

貸借権設定が11件、面積は21,967㎡です。所有権移転は2件、面積は8,927.45㎡です。

詳細につきましては、貸借権設定が21ページから23ページまでに、所有権移転が24ページに掲載しております。

以上、審議の後、承認をいただきましたら、6月30日付けで公告の手続きを行います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、13番 長谷川委員の退席を求めます。

【午前10時32分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番はそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した長谷川委員の出席を求めます。
また、長谷川会長と議長を交代いたします。
【午前10時33分 出席・議長交代】

議長 続いて貸借権設定の2番から11番まで及び所有権移転についてを上程いたします。
本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の2番から11番まで及び所有権移転についてはそのように決定いたしました。
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
続いて報告事項 農地所有適格法人の報告書について、及び農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて事務局の報告を求めます。

副主幹 議案書25ページ、報告事項 農地所有適格法人の報告書について、ご説明いたします。
今月は、1法人から報告を受け、記載のとおり法人要件が満たされていることを運営委員会でも確認いたしました。
以上です。

主幹 引き続き議案書の25ページをご覧ください。
農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて、ご説明いたします。
申請地は板倉町にあります田、面積は323㎡です。売買による一般住宅用地への転用のため、令和4年1月26日付けで農地法第5条の規程による許可をいたしました。このたび許可処分の取消願いが申請者から提出されました。取消の理由は、住宅の建設費が大幅に増加してしまい、新築ではなく中古住宅を購入することとなったためです。所有権移転登記並びに農地転用行為がなされておりましたので、願出に基づき、令和4年5月26日付けで許可処分の取消を行いました。なお、当該農地につきましては、別の譲受人が一般住宅用地として購入することとなり農地法第5条の許可申請が行われ、本日の議案第3号の6番としてご審議をいただきました。
以上、ご報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

議長

【意見なし】

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、5月27日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可の決定と指令書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第25回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時37分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年7月25日

足利市農業委員会

3番委員

11番委員